

広島県告示第六百三十五号

広島県地域総合整備資金貸付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成十九年六月七日

広島県知事 藤 田 雄 山

広島県地域総合整備資金貸付要綱の一部を改正する告示

広島県地域総合整備資金貸付要綱（平成元年広島県告示第六百九十一号）の一部を次のように改正する。

第四条中「株式会社、有限会社、民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の規定により設立された法人その他の法人」を「法人格を有する団体」に改める。

附則第二項中「平成十八年四月一日から平成十九年三月三十一日まで」を「平成十九年四月一日から平成二十年三月三十一日まで」に改める。

附 則

この告示は、平成十九年六月七日から施行し、この告示による改正後の広島県地域総合整備資金貸付要綱の規定は、平成十九年四月一日から適用する。